

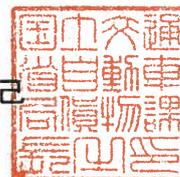


国自貨第39号の2
令和元年8月1日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省自動車局貨物課長

伊地知 英己



「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別 添

国自貨第39号
令和元年8月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」の一部改正について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」（平成15年2月14日付け国自貨第80号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和元年11月1日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成15年2月14日付け国自貨第80号）

新	旧
<p>国自貨第80号 平成15年 2月14日 一部改正 平成16年 7月29日 一部改正 平成19年 7月27日 一部改正 平成20年 3月31日 一部改正 平成25年 3月 4日 一部改正 平成25年10月31日 一部改正 平成27年 3月 9日 一部改正 令和 元年 8月 1日</p>	<p>国自貨第80号 平成15年 2月14日 一部改正 平成16年 7月29日 一部改正 平成19年 7月27日 一部改正 平成20年 3月31日 一部改正 平成25年 3月 4日 一部改正 平成25年10月31日 一部改正 平成27年 3月 9日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局貨物課長</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>(略)</p> <p>別 紙</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 (1) 営業所 ①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が<u>二年以上</u>の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。 ・ただし、賃貸借の契約期間が<u>二年</u>に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。 ・その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。 	<p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局貨物課長</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>(略)</p> <p>別 紙</p> <p>「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について</p> <p>1 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 (1) 営業所 ①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の場合は登記簿謄本等、借入の場合は概ね契約期間が<u>一年以上</u>の賃貸借契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。 ・ただし、賃貸借の契約期間が<u>一年</u>に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなす。 ・その他の書類（借入の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明等）については、添付又は提示を求めないこととする。

②について

- ・都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な連絡調整等を図り事務処理にあたることとされたい。
- ・都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めるとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

④について

- ・営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、営業所として適切なものであることを確認することとする。
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

(2) 最低車両台数

①について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

- ・けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

- ・リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

③について

- ・事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の添付をもって、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認することとする。
- ・申請時において車庫として整備が完了していない等特段の事情がある場合は、事後的に、事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の提出を求めること。

④について

- ・(1)①に同じ。

⑤について

- ・(1)②に同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

- ・都市計画法の照会については、現行どおり各都道府県等の開発部局と密接な連絡調整等を図り事務処理にあたることとされたい。
- ・都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）については、当然法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めるとし、その他関係書類については、添付又は提示を求めないこととする。

(新設)

(2) 最低車両台数

①について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

②について

- ・けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

(3) 事業用自動車

②について

- ・リース車両については、契約期間は概ね一年以上とし、当該契約に係る契約書の添付又は提示をもって、使用権原を有するものとする。

(4) 車庫

②について

- ・共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

(新設)

④について

- ・(1)①に同じ。

⑤について

- ・(1)②に同じ。

(5) 休憩・睡眠施設

②について

- ・休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の添付をもって、乗務員が有効に利用することができる施設であることとする。
- ・申請時において当該備品等が用意できていない等特段の事情がある場合は、事後的に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出を求めること。

③について

- ・(1)①に同じ。

(6) 運行管理体制

- ・運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

(削る)

④について

- ・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行うよう指導すること。

(7) 点検及び整備管理体制

- ・点検及び整備管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

①について

- ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

②について

- ・整備管理者が選任されていない営業所については、事業者が整備管理を確実に行うよう指導すること。

(8) 資金計画

①について

- ・資金計画については、別添様式2を例とする。

②について

- ・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
- ・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示又は)写しの提出をもって確認するものとする。
- ・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(新設)

③について

- ・(1)①に同じ。

(6) 運行管理体制

- ・運行管理の体制を記載した書類は別添様式1を例とする。

②について

- ・グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

④について

- ・運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行うよう指導すること。

(新設)

(7) 資金計画

①について

- ・資金計画については、別添様式2を例とする。

②について

- ・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
- ・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示又は)写しの提出をもって確認するものとする。
- ・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ・その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査すること。

(9) 法令遵守

③について

ア 申請日前6ヶ月（悪質な違反については1年）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ 業務を執行する役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。

- a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
- c 事業の停止処分の場合。

④について

・新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

・運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局等と地方実施機関とは密接に連携をとること。

・なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものである。

(10) 損害賠償能力

①について

・任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車 100 両以下の貨物自動車運送事業者とする。

・加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者一名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては一事故につき保険金の限度額が二百万円以上であるものとする。

②について

・危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

(11) 許可に付す条件

・霊きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基

(8) 法令遵守

③について

ア 申請日前3ヶ月（悪質な違反については6ヶ月）の起算日は、その処分期間終了後とする。

イ 業務を執行する常勤の役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。

ウ 悪質な違反とは次のとおりとする。

- a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
- c 事業の停止処分の場合。

④について

・新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、各地方運輸局等は、指導講習会実施要領を定め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

・運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局等と地方実施機関とは密接に連携をとること。

・なお、地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うものである。

(9) 損害賠償能力

①について

・任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車 100 両以下の貨物自動車運送事業者とする。

・加入すべき任意保険等は、原則として、被害者一名につき保険金の限度額は無制限とする。

②について

・危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

(10) 許可に付す条件

・霊きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数についての特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基

づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く。）」、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

- ・複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和34年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査すること。

(4) 運行系統及び運行回数

②について

- ・取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 保管施設について

- ・保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(6) 法令遵守

①について

- ・事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号。以下「局長通達」という。）4(2)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。
- ・ホにより確認を行う報告・届出義務違反は、報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。

その他

局長通達の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。

- ・(1)については、様式4を例とし、これにより報告を行うよう指導されたい。
- ・(2)については、様式5を例とし、これにより運輸開始の届出を行うよう指導されたい。

づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く。）」、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

2 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

- ・複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和34年政令第320号）第4条及び第6条第1項の基準に準じて審査すること。

(4) 運行系統及び運行回数

②について

- ・取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式3を例とする。

3 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

(3) 保管施設について

- ・保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

4 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(5) 法令遵守

①について

- ・事業規模の拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

(新設)

その他

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の別紙11中(1)及び(2)の別途定める様式は、以下のとおりとする。

- ・(1)については、様式例4とし、これにより報告を行うよう指導されたい。
- ・(2)については、様式例5とし、これにより運輸開始の届出を行うよう指導されたい。

様式 1

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名 :
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : _____ 台 ・ 携帯型 : _____ 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : _____ ・ 日常点検の実施者 : _____
- 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
_____ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

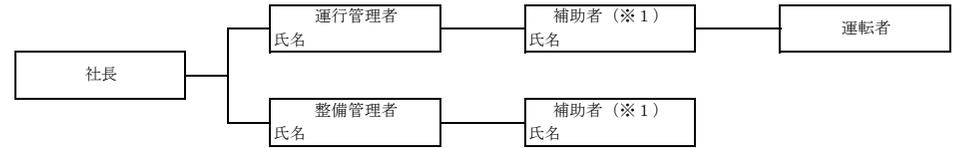
点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

様式例 1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名 :
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み () (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。(※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

- アルコール検知器の配備計画
設置型 : _____ 台 ・ 携帯型 : _____ 台
- 日常点検計画
日常点検場所 : _____ ・ 日常点検の実施者 : _____
- 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)
_____ km
- 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____
所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

新

旧

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段：
所要時分： 分

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段：
所要時分： 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

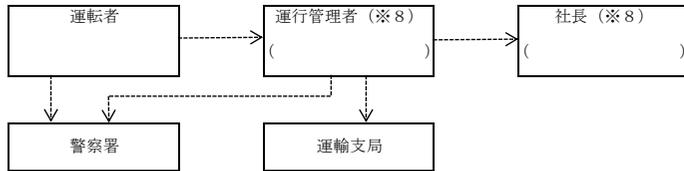
過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※7）； 箇月以内） ・ 無

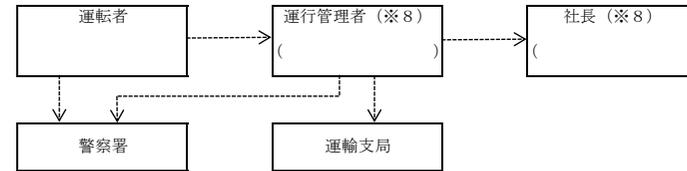
・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

事故処理連絡体制



事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 ・ 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 ・ 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

(※8) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

新	旧
(別紙) (略)	(別紙) (略)

新

様式 2

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬	月額 円×6ヶ月分	
給与		
運転者	人×月額 円×6ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円×6ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円×6ヶ月分	
事務員	人×月額 円×6ヶ月分	
その他	人×月額 円×6ヶ月分	
手当		
運転者	人×月額 円×6ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円×6ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円×6ヶ月分	
事務員	人×月額 円×6ヶ月分	
その他	人×月額 円×6ヶ月分	
賞与	給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数 回×1/2	
法定福利費		
健康保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000	
厚生年金保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000	
雇用保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000	
労災保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000	
厚生福利費	給与、手当、賞与の2%を見込む	
燃料費	月間走行キロ km÷0当たり走行キロ km × 0当たり単価 円×6ヶ月分	
油脂費	燃料費の3%を見込む	
修繕費		
外注修繕費	1両月額 円×6ヶ月分× 両	
自家修繕費・部品費	1両月額 円×6ヶ月分× 両	
タイヤチューブ費	月間 本使用×1本 円×6ヶ月分	
車両費		
購入費	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
リース料	リース料の1年分	
施設購入・使用料	土地、建物の購入費(分割の場合は頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃貸料の1年分	
什器・備品費	取得価格	
施設賦課税	別掲(自動車税、自動車重量税の1年分及び自動車取得税)	
保険料	別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)	
登録免許税		
その他	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分	
合計	事業開始に要する資金の合計	
自己資金額	2. による自己資金の合計	

旧

様式例 2

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬	月額 円×2ヶ月分	
給与		
運転者	人×月額 円×2ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円×2ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円×2ヶ月分	
事務員	人×月額 円×2ヶ月分	
その他	人×月額 円×2ヶ月分	
手当		
運転者	人×月額 円×2ヶ月分	
運行管理者	人×月額 円×2ヶ月分	
整備管理者	人×月額 円×2ヶ月分	
事務員	人×月額 円×2ヶ月分	
その他	人×月額 円×2ヶ月分	
賞与	給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数 回×1/6	
法定福利費		
健康保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000	
厚生年金保険料	(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000 +賞与×事業主負担率 /1000	
雇用保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000	
労災保険料	(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000	
厚生福利費	給与、手当、賞与の2%を見込む	
燃料費	月間走行キロ km÷0当たり走行キロ km × 0当たり単価 円×2ヶ月分	
油脂費	燃料費の3%を見込む	
修繕費		
外注修繕費	1両月額 円×2ヶ月分× 両	
自家修繕費・部品費	1両月額 円×2ヶ月分× 両	
タイヤチューブ費	月間 本使用×1本 円×2ヶ月分	
車両費		
購入費	分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格	
リース料	リース料の6ヶ月分	
施設購入・使用料	土地、建物の購入費(分割の場合は頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃貸料の6ヶ月分	
什器・備品費	取得価格	
施設賦課税	別掲(自動車税、自動車重量税の1年分及び自動車取得税)	
保険料	別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)	
登録免許税		
その他	旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、 図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分	
合計	事業開始に要する資金の合計	
自己資金額	2. による自己資金の合計	

新

旧

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計 (自己資金額)	

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
調達資金合計 (自己資金額)	

新

様式3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

旧

様式例3

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

新

旧

様式 4

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 令和 年 月 日提出済。
- 整備管理者 令和 年 月 日提出済。

	氏名	氏名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者氏名	運転者氏名	運転者氏名
1	6	1 1	
2	7	1 2	
3	8	1 3	
4	9	1 4	
5	1 0	1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	令和 年 月 日	—	—
雇用保険	令和 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	令和 年 月 日		

- 加入義務なし（ 名）
加入義務がない理由

様式例 4

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 平成 年 月 日提出済。
- 整備管理者 平成 年 月 日提出済。

	氏名	氏名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者氏名	運転者氏名	運転者氏名
1	6	1 1	
2	7	1 2	
3	8	1 3	
4	9	1 4	
5	1 0	1 5	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	平成 年 月 日	—	—
雇用保険	平成 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	平成 年 月 日		

- 加入義務なし（ 名）
加入義務がない理

新

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要です。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）

旧

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。
- ・（新設）

新

様式 5

令和 年 月 日

運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

令和 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、令和 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
 対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況
 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み。

旧

様式例 5

平成 年 月 日

運輸局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況
 対人賠償額無制限の保険に加入しました。

社会保険等加入状況
 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み。

新	旧
<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書 ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。） ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面 ・自動車検査証（車検証）の写 ・<u>営業所等について事業遂行上適切な施設であることがわかる写真（ただし、許可申請時に提出していて、変更がない場合については不要です。）</u> 	<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書 ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に加入した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。） ・一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面 ・自動車検査証（車検証）の写 <p><u>（新設）</u></p>